

千葉県教育委員会会議議事録

令和3年度第5回会議（定例会）

1 期 日 令和3年8月25日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時35分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 井出 元
岡本 毅
貞廣 斎子
永沢 佳純

3 出席職員

教 育 次 長	山口 新二
教 育 次 長	伊藤 賢
企画管理部	
企 画 管 理 部 長	長谷川 聡
企 画 管 理 部 次 長	武内 貢一
教 育 総 務 課 長	中西 健
教 育 政 策 課 長	西原 正男
企画管理部副参事兼教育政策課	
高 校 改 革 推 進 室 長	島崎 一広

教育振興部	
学 校 危 機 管 理 監	日根野達也
教 育 振 興 部 次 長	海宝 伸夫
生 涯 学 習 課 長	鈴木 真一
学 習 指 導 課 長	佐藤 晴光
教 職 員 課 長	富田 浩明

企画管理部	
教 育 政 策 課 副 課 長	高松 武博
教育政策課主幹兼教育広報室長	戸崎 将宏
同 主 幹	岡野 秀次
同 副主幹	鎌田 康慎
同 副主査	田中 正志

教育振興部	
学 習 指 導 課 義 務 教 育 指 導 室 長	石川 康浩
同 指 導 主 事	渡邊 涼二
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長	
同 主 席 管 理 主 事	山中 敬生
同 主 席 管 理 主 事	澁谷 義範
同 管 理 主 事	榎本 武人

事務局

企画管理部教育総務課

主幹兼委員会室長

同 副主幹

同 主査

佐藤 祐児

山口 聖剛

齋藤 智史

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 永沢 佳純 委員

6 令和3年度第4回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第16号議案から第22号議案の議案7件である。第19号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第20号議案から第22号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

なお、第17号議案及び第18号議案については、4月21日に行われた第1回千葉県教育委員会会議において、令和3年度における教科用図書採択に関する会議の進め方に係る基本的な考え方について審議いただき、「採択する際の教育委員会会議は原則公開とする。」ことが決定されているので公開で審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を井出委員に願います。

9 審議事項

第16号議案 令和4年度千葉県県立高等学校第1学年生徒募集定員について

【企画管理部副参事兼教育政策課高校改革推進室長】

議案1ページを御覧いただきたい。第16号議案「令和4年度千葉県県立高等学校第1学年生徒募集定員について」説明する。

まず、4ページの資料の「1 中学校卒業予定者について」であるが、令和4年3月の千葉県内における国公私立中学校卒業予定者数は、約5万3千人で、前年と比較して約1千630人の増となる見込みである。

次に、「2の進学予定者について」であるが、令和4年3月の県内国公私立中学校卒業予定者の高等学校等への進学率は、98.9%程度になるものと推測され、進学予定者数は、5万2千417人と見込んでいる。

次に、「3の募集定員について」であるが、進学予定者数の5万2千417人から、県内私立高等学校、県内市立高等学校及び県外高等学校への進学見込み者数等を除き、県立高等学校全日制の課程は2万9千360人とした。5ページの資料に県立高等学校全日制の課程のうち、募集学級数を変更する学校の内訳について記載している。入学者選抜における志願倍率の推移や、学校の状況等を考慮し、12学級の増を行う。6ページ上段に県立高等学校定時制の課程のうち、募集学級数を変更する学校の内訳について記載している。

令和4年4月より船橋高校の定時制の課程と、行徳高校の定時制の課程が統合し、船橋高校定時制の課程に新たに総合学科を設置する。また、佐倉南高校に新たに三部制定時制の課程を設置し、それに伴い佐倉南高校の全日制の課程及び佐倉東高校の定時制の課程の募集を停止す

る。

なお、「6の通信制の課程」、「7の専攻科」については変更はない。参考として、市立高校の募集定員を記載した。

最後に、議案2ページから3ページに各学校の募集定員を取りまとめているので、確認いただきたい。

【井出教育長職務代理者】

第16号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第16号議案は、原案どおり可決する。

第17号議案 令和4年度使用千葉県立千葉中学校教科書の採択について

第18号議案 令和4年度使用千葉県立東葛飾中学校教科書の採択について

【学習指導課長】

議案7ページ及び9ページを御覧いただきたい。第17号及び第18号議案を一括して説明する。

本議案は、「千葉県教育委員会行政組織規則」第5条第17号の規定に基づき、県立千葉中学校並びに県立東葛飾中学校において、令和4年度に使用する教科書を採択しようとするものである。

関係法令の規定により県立中学校で使用する教科書については「あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞いて」行うこと、「高等学校における教育と一貫した教育を施す」公立中学校については、「学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする」とされている。また、原則として、「政令で定める期間」である4年間、「毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択する」こととされている。

11ページの資料の「1の表」を御覧いただきたい。中学校用教科用図書については昨年度全種目について採択替えを行ったので、本来であれば今年度は各学校、全種目ともに昨年度に採択した教科用図書と同一のものを採択することとなる。しかしながら、新たに発行される教科書がある場合は、法令により、当該種目に限り「採択替えを行うことも可能である」とされている。今回は、社会歴史的分野がこれにあたる。

続いて中ほど「2」を御覧いただきたい。この採択の特例については、令和3年3月30日付けで文部科学省からも通知があったので、その抜粋を記載した。ここにあるとおり「採択替えを行うか否かは採択権者の判断によるべきもの」であり、その際、「新たに発行されることとなった図書についての調査研究結果のほか、昨年度の採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断することも考えられる」とされている。また、「種目歴史の全ての教科書について、採択権者において改めて調査研究を行った結果、採択している教科書又は新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えをすることも可能である」とされている。

このことについては、第4回教育委員会会議の第14号議案「令和4年度使用県立中学校社会歴史的分野に係る教科用図書の採択事務処理」で諮り、「令和4年度使用県立中学校社会歴史的分野に係る教科用図書の採択については、令和3年3月30日付け2初教科第67号の通知を踏まえ、採択替えを行うこととし、その際、千葉県教育委員会において行う新たに発行されることとなった教科用図書の調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断すること」と議決いただいたところである。

従って、今回は、千葉中学校並びに東葛飾中学校それぞれについて、「社会歴史的分野以外」

の種目については、昨年と同様の教科書を採択し、新たに発行されることとなった教科用図書がある種目「社会歴史的分野」については改めてどの教科書を採択するのか審議いただくこととなる。

それでは、まず初めに「社会歴史的分野以外」の種目に関して、説明する。議案資料12ページの「令和3年度使用県立中学校教科書」を御覧いただきたい。今年度、各県立中学校で使用している教科書一覧である。これらの教科書は昨年度（令和2年度）に選定・採択したものであり、法令により新たに発行される教科書がある社会歴史的分野を除いて、令和6年度までの4年間同一のものを使用することとなる。

従って、まず、社会歴史的分野を除いた種目については、昨年度に採択した教科書と同一の教科書となるので、議案8ページ及び10ページにあらかじめ示している。

次に、種目「社会歴史的分野」に関して、説明する。議案資料13ページの「令和4年度使用県立中学校教科書の採択に関する基本的な考え方」を御覧いただきたい。第1回教育委員会会議において、「令和4年度使用県立中学校教科書の採択に関する基本的な考え方」として議決いただいたものであるが、1の採択する教科書の考え方、2の選定の基準、3の調査研究の観点については、すべて昨年度と同じである。

なお、この調査研究の観点については、①から④は、議案資料14ページに掲載している「第3期千葉県教育振興基本計画」の基本目標1の「施策1、2、3」及び議案資料15ページに掲載の基本目標4の「施策10」にそれぞれ対応しており、調査研究の観点⑤については、各学校ごとに教科書を採択することから、議案資料16ページ「県立中学校の教育方針及び学校教育目標」にある、教育方針及び各中学校の教育目標を踏まえたものとなっている。

なお、法令により、県立中学校の採択に当たっては、教科用図書選定審議会の意見を聞くこととされているため、本年度についても予め選定審議会に諮問し、答申をいただいている。

議案資料17ページの「令和3年度教科書採択の流れ」を御覧いただきたい。矢印①にあるように、第1回選定審議会で諮問し、選定審議会は下部組織である専門調査員会Ⅱに各県立中学校ごとの調査研究を依頼した。なお、既に発行済みの教科書については昨年度に調査研究を済ませていることから、今回は、新たに発行されることとなった教科書についてのみ調査研究している。そして、その結果を③で第2回選定審議会に報告し、選定審議会での審議を経て、最終的に④で選定理由書の形で答申された。これらをまとめたものが、配付資料の別冊1-1及び2-1である。既に発行されている7者については、昨年度丁寧な調査研究をしていただいております、それらが、配付資料の別冊1-2及び2-2となる。

第4回教育委員会会議で決定いただいた内容に照らすと、採択替えに際し、県教育委員会における新たに発行されることとなった教科書の調査研究の資料が別冊1-1及び2-1、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて判断する際の資料となったものが、別冊1-2及び2-2となる。教育委員の皆様には、これらを踏まえ、実際に教科書を御覧いただくなど、種目「社会歴史的分野」の教科書について、調査研究を進めていただいた。

それでは、改めて別冊1-1及び2-1を御覧いただきたい。新たに発行されることとなった教科用図書「社会歴史分野の『自由社』」についての調査研究の結果として選定審議会から答申のあった、学校ごとの選定理由書である。それぞれの3ページに調査研究の内容が記載されています。なお、表の最上段にある推薦欄の斜線であるが、選定審議会における、今年度の調査研究は1者のみで、他に比較するものがなかったことからこのように表記している。

なお、別冊3の「調査研究資料」は選定理由書の原案を作成するために、専門調査員会が作成した基礎資料と言えるものである。

繰り返しになるが、各県立中学校における種目「社会歴史的分野」に係る教科用図書の採択については、新たに発行されることとなった教科用図書の調査研究の結果のほか、令和2年度に採択した際の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて審議くださるよう、お願いする。

なお、議案資料18ページ及び19ページには、関係法令等を記載しているので、参照いただきたい。

【井出教育長職務代理人】

第17号議案及び第18号議案のうち、まずは社会歴史的分野以外の教科書について、質問はあるか。

【教育長・委員】

なし。

【井出教育長職務代理人】

第17号議案令和4年度使用千葉県立千葉中学校教科書のうち、社会歴史的分野以外については、記載のとおりを採択の対象としたいと思うがよろしいか。

【教育長・各委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

続いて、第18号議案令和4年度使用千葉県立東葛飾中学校教科書についても、同様としたいと思うがよろしいか。

【教育長・各委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

次に、社会歴史的分野教科書についての協議に移る。先ほど学習指導課長からの説明にあったとおり、新たに発行されることとなった教科書の調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて、「現在使用している教科書を継続して採択する」か、「新たに発行されることとなった教科書を採択する」か、教育委員会として、採択することになるが、各教育委員から質問や意見を伺い、決定していきたいと考えるがよろしいか。

【教育長・各委員】

よい。

【井出教育長職務代理人】

質問はあるか。

【教育長・各委員】

なし。

【井出教育長職務代理人】

では、意見や感想を伺う。

【岡本委員】

採択の変更は必要ないと考える。

【貞廣委員】

教育現場における教育活動の継続性・安定性ということを考えると、継続しての使用が良い。

【永沢委員】

令和2年12月から教育委員になり、昨年度の採択には関わっていなかったが、経緯を改めて説明いただき、たくさんの方が長い時間をかけて、教科書を採択・決定したことを知った。資料に関しては、千葉県の教育施策に合うものを選択するという点についても理解したが、今

後、千葉県がどのような資料を作成して、教科書採択をどのようにしていくかについて、分かっていないことが多いので、教えていただきながら勉強していきたい。今回は採択の変更はしないということでもよろしいのではないかと考えている。

【井出委員】

採択の変更は必要ないとする。それは、教育現場で先生方が既に使っている教科書ということがあるので、教える側の混乱につながる。何年か後に同じ俎上にあげて検討することができるので、今回は採択の変更をしないということでもよいとする。

【冨塚教育長】

皆様と同意見で今回、再申請というイレギュラーな形で1者と現在使っているものの比較という、非常に変則的な形だと思うので、このような場合には今使っているものに比べ、非常に優れているとか、変更の必要が生じるほどの利点がある等があれば考える。審議会の方で、検討して下さった結果を見ると、それぞれの学校の教育方針等に照らし、現在使っている教科書と比べ、変更するほどのところは感じられない。現場の混乱等という皆様の配慮を含めると現在のままでよい。

【井出教育長職務代理者】

それでは、1件ずつ決定していく。

第17号議案令和4年度使用千葉県立千葉中学校教科書の社会歴史的分野については、現在使用している教科書を継続して採択することとしたいが、よろしいか。

【教育長・各委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第17号議案については、協議のうえ、以上のように決定する。

【井出教育長職務代理者】

第18号議案令和4年度使用千葉県立東葛飾中学校教科書の社会歴史的分野については、現在使用している教科書を継続して採択することとしたいが、よろしいか。

【教育長・各委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第18号議案については、協議のうえ、以上のように決定する。

教育長報告 県立中学校用歴史教科書採択やり直しを求める請願について

【冨塚教育長】

令和3年6月29日付けで受理した「県立中学校用歴史教科書採択やり直しを求める請願」への対応について説明する。

本請願の趣旨は、令和2年度における国の教科書検定において、中学校用社会歴史的分野の教科書について新たに発行されることとなった教科書があることから、令和3年度の教科書採択において、法令により中学校用社会歴史的分野のみ「採択替えを行うことも可能」とされたことを踏まえ、県立中学校で使用する種目歴史教科書について、採択替えを行うこととして採択事務を進めること等を求めるものである。

教科書採択については県民の関心が高く、県教育委員会として、法令に則り公正かつ適正な採択が行われるよう進めているところである。

本請願は、「1 県立千葉中学校、東葛飾中学校で2022年度に使用する歴史教科書に関

して採択をやり直すこと。」「2 県立千葉中学校、東葛飾中学校のそれぞれが、各校の実情に即した教科書を採択することができるよう、現場の意向を尊重すること。」「3 採択に際して、従来使用されてきた「調査研究資料」（いわゆる「星取り表」）を使用しないこと。」「4 これまでにも増して、採択過程に透明性を確保し、県民の理解と納得を得られるようにすること。」の4点が求められている。

1点目については、令和4年度に使用する歴史教科書とあるので、「採択をやり直す」とは「採択替え」のことととらえますが、採択替えについては、第4回教育委員会会議で議案第14号により「令和3年3月30日付け2初教科第67号の通知を踏まえ、採択替えを行うこと」とし、本日第17号、18号議案で令和4年度使用県立中学校社会歴史的分野に係る教科用図書の採択について審議したこと、2点目については、法令により県立中学校の採択はあらかじめ教科用図書選定審議会から意見をきくこととされており、これまでにも選定審議会において、学校長の意見を反映させるために、「県立中学校教科書の採択に係る意見」を各県立中学校長から提出していただいていること、4点目については、法令に定めのある情報公開に努めていること、及び、採択における教育委員会会議については平成30年度における教科書採択に係る教育委員会会議から公開していること等から、付議しないこととした。3点目については、法令により、採択に当たっては、教科用図書選定審議会の意見を聞くこととされており、選定審議会から選定理由書の基礎資料として答申された「調査研究資料」は教育委員会会議における資料の一つであることから、付議しないこととした。

以上のとおり本請願の取扱いについて検討した結果、請願の可否として、諮らないこととした。

教育長報告は終了。

委員報告 中学生・高校生との交流会について

【井出教育長職務代理者】

例年教育事務所ごとに行われている中学生と高校生との交流会を視察した。今回参加したのは南房総地域の交流会である。参加校は千葉県立市原八幡高等学校・市原市立八幡東中学校で、高校からは12名・中学からは10名の参加があった。時節柄オンラインで行われたため、最初は戸惑う様子であったが時間が経つにつれて、いろいろな意見の交換ができていた。

テーマを2つ設け、2グループに分け、小人数での交流をおこなった。テーマ①の「学校のスマートフォンやタブレットPCが自由に使えるようになったらどのようなことが出来るか。」テーマ②の「風水害に対して中高生が出来ることは何か。～令和元年の風水害の経験から、防災について考える～」について話し合った。

まずテーマ①では、「タブレットはノート代わりにはならない。楽な面もあるが、ノートに書く方が学力が付くのではないか。」「パソコンに不慣れな先生のために、ある程度使用が制限されることがある。教員のスキルを高めてほしい。ICTスキルを生徒とともに学んでほしい。」「パソコンを使用するスキルの差と学力の差は一致しない。」次にテーマ②では、「避難所での生活実態やマナーをあらかじめ学んでおきたい。」「中高生ならばできるボランティアは沢山あると思うが、今は大人中心のボランティア募集のみである。」といったような意見が挙げられていた。

中高生の交流がいかに大切であるかを実感した。中学生にとって高校生は最も身近な指導者であり、高校生にとっては自分の経験を中学生に語ることによって改めて自分の体験を整理し、自覚することが出来る。これは非常に大切な教育の在り方であると思う。また各自が学校を代表参加している自覚もあり、個別の体験からの意見を普遍化する姿勢が見受けられ、これは大切なことであると思う。できれば同じメンバーが回を重ねて交流することが出来れば、さらに有意義なものとなっていくと思われる。

委員報告 人事管理研修会について

【井出教育長職務代理者】

8月12日木曜日に千葉県総合教育センターで開催された人事管理研修会に参加したので報告する。

人事管理研修会開会に当たり、教育委員会として挨拶をさせていただいた。この研修会は、人事関係者を対象として行われ、人事に関して留意していただきたい課題等について共通理解を図ることを目的に開催された。

講話では、株式会社KODO I SH I Nの代表取締役社長の栄木氏を講師に招き、「面接で相手の本音を引き出す質問力の向上」をテーマにお話しいただき、大変興味深い話を伺えた。

委員報告は終了。

<傍聴・報道 退出>

第19号議案 財産の取得について

【教育政策課長】

第19号議案について説明する。今回提出した案件は高等学校生徒用コンピュータ購入の財産の取得に関する議案である。

この案件は予定価格1億5,000万円以上の動産の買入れであるため、県議会の議決を経る必要があるため、令和3年9月定例県議会に財産の取得の議案として提出するよう知事に申し入れることについて、審議いただくものである。

第19号議案の内容について、説明する。配付資料23ページ「財産の取得についての概要」を御覧いただきたい。県立高校のICT教育環境の充実を図るため、国による助成を活用し、端末整備を行うもので、資料24ページの端末を購入する予定である。契約については、6月25日に開札した一般競争入札で、7者の応札があり、最も価格の低かった株式会社大塚商会と仮契約を締結しており、契約金額は3億2,582万5,500円である。

なお、本件が令和3年9月定例議会で可決されると、契約の効力が発生することになる。

【貞廣委員】

高校生はBYODということもあり、単純には言えないが、今回の措置により1台あたり何人の高校生の割合になるのか。

【教育政策課長】

令和2年3月現在、文科省の発表で1台あたり9.7人である。令和2年3月時点の台数は9,751台である。台数が概ね倍になるので、1台あたり5を切るくらいになる。

【貞廣委員】

目安は3と言われている。新しいものに更新することも含めて引き続き努力していただきたい。「子供も先生も育つ学校」が理想だと思っている。今まで以上に研修等で先生たちも学び続けることが必要であると考えている。

【井出教育長職務代理者】

中学生の持っているタブレットと高校生の使うタブレットは同じものか。どのように対応するのか。

【教育政策課長】

今後予定しているBYODになると、生徒によって持っている端末は異なる。また、中学校にある端末と高校にある端末も同じではない。マイクロソフトとの提携を活用するなど、端末の違いを最小限にして、できるだけ皆が同じようにできるよう工夫していきたい。

【井出教育長職務代理者】

第19号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【井出教育長職務代理者】

第19号議案は、原案どおり可決する。

第20号議案 学校職員の懲戒処分について

第21号議案 学校職員の懲戒処分について

第22号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和3年9月8日 署名人